

毎週火、金曜日発行（但休日相当と
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
（※翌日）

鳥取県公報

目次

- ◇告示 木材業者及び製材業者の登録
家畜伝染病予防法による豚コレラ予防注射の
実施
- ◇教委規則 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する
道路の位置の指定
- ◇教委規則 鳥取県立高等学校学則の一部を改正する
規則
- ◇教委告示 鳥取県立境水産高等学校専攻科生徒募集
要項
- ◇公安告示 道路交通法による聴聞会の開催

木材業者

登録番号 登録年月日 住

鳥本第 六四号 昭三九、七、二八 気高郡気高町宝木

第 六五号 二九 鹿野町岡木

告 示

鳥取県告示第五百七十一号
鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十
二月鳥取県条例第三十四号）第三条第一項の規定に基
き、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、
同条例第六条第二項の規定により告示する。

昭和三十九年十月九日
鳥取県知事 石 破 二 朗

所 氏名又は団体若しくは法人の名称及び代表者氏名

井上 晴臣
安藤 正毅

八木第一〇三号	六、一三	八頭郡八東町北山	八桜和利産株式会社代表取締役	竹本 憲治
第一〇四号	一八	若桜町大炊	山根製材所代表者	山根 繁己
第一〇五号	"	八東町富枝		太田 宗一
第一〇六号	"	若桜町若桜		矢部 孝二
第一〇七号	"	"		大石 佳弘
第一〇八号	"	"		中尾 哲司
第一〇九号	"	"		長尾 義男
第一一〇号	"	"		岸本 正博
第一一一号	七、四	智頭町岩神	株式会社岸本商店代表取締役社長	林 賢蔵
第一一二号	"	兵庫県多可郡中町鍛冶屋		岸本米太郎
第一一三号	二一	八頭郡若桜町糸白見		重森 則俊
倉木第七三号	一	東伯郡泊村石脇		森 哲
米木第三五号	六、一〇	米子市道笑町三丁目八九	株式会社山本製作所代表取締役	山本 壮
第三六号	"	祇園町二丁目	高野産業有限会社代表取締役	高野 勲
第三七号	"	米原一、五二七	塩谷林業株式会社取締役社長	塩谷 義雄
第三八号	一三	奥谷五八八		平尾定太郎
第三九号	三〇	西伯郡西伯町法勝寺三七二	西伯町森林組合組合長理事	生田 泰治
第四〇号	七、四	境港市大正町五八	大山産業株式会社取締役社長	松本 豊

第四一号	七	西伯郡西伯町東上	生田林業部代表者	生田 泰治
第四二号	二五	岸本町丸山		仲田 階喜
第四三号	三〇	吉長五四		藤本 一
第四四号	"	境港市竹内町	有限会社新路組取締役社長	新路 実
第四五号	"	西伯郡名和町東坪		小谷万亀寿
第四六号	"	御来屋	御来屋木材(有)代表取締役	国谷 進
第四七号	"	淀江町淀江九六一	有限会社浅田商店代表取締役	浅田 新吾
第四八号	"	西原五二三	淀江木材株式会社代表取締役	吉岡 藤吾
第四九号	"	淀江七六三		松田 慎之
第五〇号	"	名和町御来屋	有限会社国谷材木店代表取締役	国谷 金蔵
第五一号	"	大山町佐摩三七二	大山森林組合組合長理事	伊沢 百伸
製材業者				
登録番号	登録年月日	住 所	氏名又は団体若しくは法人の名称及び代表者氏名	
鳥製第四八号	昭三九、七、二九	気高郡鹿野町矢原		国森 重幸
第四九号	"	岩美郡国府町中河原		村尾 馨
第五〇号	"	岩美町陸上		浜田 増吉
第五一号	"	気高郡気高町宝木駅前	山根製材所代表者	山根 義治
八製第六二号	六、一三	八頭郡八東町北山七三ノ二	八桜和利産株式会社取締役社長	竹本 憲治

第 六三号	一八	若桜町大炊	山根製材所代表者	山根 繁己
第 六四号	"	八東町富枝三九		太田 宗一
第 六五号	"	若桜町若桜		矢部 考二
第 六六号	"	"		大石 佳弘
第 六七号	"	"		中尾 哲司
第 六八号	"	"		長尾 義男
第 六九号	"	"		岸本 正博
倉製第 四四号	七、一	東伯郡泊村石脇		森 哲
米製第 二二号	六、一〇	境港市外江町三、七〇五	株式会社江原材木店取締役社長	江原 庸夫
第 二三号	"	米子市道笑町三丁目八九		山本 壮
第 二四号	"	祇園町二丁目	高野産業有限会社代表取締役	高野 勲
第 二五号	"	米原一、五二七番地	塩谷林業株式会社取締役社長	塩谷 義雄
第 二六号	七、七	西伯郡西伯町東上		生田 泰治
第 二七号	三〇	岸本町吉長五四		藤本 一
第 二八号	"	境港市竹内町	有限会社新路組取締役社長	新路 実
第 二九号	"	西伯郡名和町御来屋	御来屋材木有限会社代表取締役	園谷 進
第 三〇号	"	淀江町西原五二三	淀江木材株式会社代表取締役	吉岡 藤吾
第 三一号	"	淀江		松田 禎之

第 三二号	"	名和町御来屋	有限会社国谷材木店代表取締役	国谷 金藏
第 三三号	三一	大山町佐摩三七二番地	大山森林組合組合長理事	伊沢 百伸
第 三四号	"	末長二八六ノ二	秦野木材有限会社	秦野 聰正
第 三五号	"	坊領		馬田美津雄

鳥取県告示第五百七十二号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、豚コレラ予防注射を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき豚の所有者に対して、注射を受けることを命ずる。

昭和三十九年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 豚コレラ予防のため

二 実施の区域 県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚。ただし、生後五十日以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日

昭和三十九年十月二十七日から十二月二十六日まで

五 注射の方法

豚コレラ予防液皮下注射

鳥取県告示第五百七十三号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十一年十月二日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十一年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所氏名

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び延長

鳥取市湖山町一四〇五番地 嘉 館野久

鳥取市湖山町字池淵外濱一、七四二番一

幅員 四メートル
延長 二三七・九メートル

鳥取市湖山町一四二二番地一 敏雄 村山

鳥取市湖山町字池淵外濱一、七四二番三五

幅員 四メートル
延長 六四メートル

岩美郡国府町大字奥谷字願国寺

二〇番の二部

二二番の二部

二九番の二部

三八番の二部

三〇番の二部

三一番の二部

三二番の二部

三三番の二部

三四番の二部

字打越二部

幅員 四メートル
延長 二四九メートル

岩美郡国府町大字麻生一〇一 番地

田邊 健太郎

倉吉市上井五七五番地一

梅本 兼房

倉吉市上井字五反田三三〇番二の二部

海田字沢一〇〇番四の二部

〇〇番五の二部

〇〇番六の二部

〇〇番七の二部

〇〇番八の二部

〇〇番九の二部

〇〇番十の二部

〇〇番十一の二部

〇〇番十二の二部

〇〇番十三の二部

〇〇番十四の二部

〇〇番十五の二部

〇〇番十六の二部

〇〇番十七の二部

〇〇番十八の二部

〇〇番十九の二部

〇〇番二十の二部

〇〇番二十一の二部

〇〇番二十二の二部

〇〇番二十三の二部

〇〇番二十四の二部

〇〇番二十五の二部

幅員 四メートル
延長 一三六・二メートル

幅員 四メートル
延長 二一一・五メートル

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年十月九日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

鳥取県教育委員会規則第八号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則(昭和三十一年九月鳥取県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三十四条を次のように改める。

(事務長、事務次長及び主事)

第三十四条 学校に事務長及び主事をおく。

2 学校に事務次長をおくことができる。

00702

00701

附則
この規則は、昭和三十九年十月十日から施行する。

境水産高等学校				
専攻科	全日制課程			
水産学科	水産学科			
漁業科	漁業科	水産製造科	無線通信科	機関科
"	"	"	"	"
一四〇	九〇	九〇	一一〇	九〇

境水産高等学校				
全日制課程				
水産学科				
漁業科	水産製造科	無線通信科	機関科	
"	"	"	"	"
九〇	九〇	一一〇	九〇	

別表中

昭和四十年四月十五日 第三種郵便物

発行日 火 金

鳥取県教育委員会 鳥取県立高等学校学則

- 3 事務長は、校長の監督を受け、事務を総轄する。
- 4 事務次長は、上司の命を受け、事務長を助け、担当の事務を掌る。
- 5 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。
- 6 事務長は、事務職員の中から校長の意見をきいて教育委員会がこれを命ずる。
- 7 事務次長及び主事は、事務職員の中から教育委員会がこれを命ずる。

- 委員会規則第十一号の一部を次のように改正する。
- 第七条を次のように改める。
- (事務長、事務次長および主事)
- 2 学校に事務長をおくことができる。
 - 3 事務長は、校長の監督を受け、事務を総轄する。
 - 4 事務次長は、上司の命を受け、事務長を助け、担当の事務を掌る。
 - 5 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。

附則
この規則は、昭和三十九年十月十日から施行する。

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年十月九日
鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎
鳥取県立高等学校学則(昭和三十一年七月鳥取県教育)

00703

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十九号

昭和四十年年度鳥取県立境水産高等学校専攻科の生徒を次の要項により募集する。

昭和三十九年十月九日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

昭和四十年年度鳥取県立境水産高等学校専攻科生徒募集要項

1 募集生徒数

水産学科

漁業科 約十名

機関科 約十名

2 出願資格

(1) 昭和四十年三月水産高等学校の漁業科又は機関科の課程を修めて卒業する見込みのある者

(2) 水産高等学校の漁業科又は機関科の課程を修めて卒業した者

3 出願期間

(1) 昭和三十九年十月十二日(月)から 十月十七日(土) 十二時までとする。

(2) 郵送の出願書類は、十月十七日(土)までの消印のあるものは有効とする。

4 出願手続

(1) 入学志願者は、3に定める出願期間内に、次に掲げる書類を鳥取県立境水産高等学校に提出しなければならない。

ハ 入学志願書に入学選抜手数料として三百五十円分の鳥取県収入証紙(消印をしてはならない。)をはりつけたもの

ニ 出身高等学校長の発行する調査書(大学受験用の調査書と同様とする。)又は卒業資格及び学力を認定するに足る書類

(2) 鳥取県立境水産高等学校長は4の(1)の願書を受理したときは、入学志願者に受験証を交付するものとする。

(3) 入学志願書は、鳥取県立境水産高等学校から交付

00704

(第3種郵便物可)

を受けるものとする。

5 入学選抜の方法

(1) 入学選抜は、入学志願者の提出した書類の審査及び入学選抜学力検査の結果を総合して行なう。

(2) 入学選抜学力検査は、次のとおり行なう。

ハ 期日 昭和三十九年十月二十七日(火)午前九時から午後五時まで

ニ 場所 鳥取県立境水産高等学校

ヒ 学力検査の教科

漁業科 航海、運用、海事法規、英語及び数学

機関科 機関術(一)、海事法規、英語及び数学

6 合格者の発表

昭和三十九年十月二十九日(木)とし、鳥取県立境水産高等学校に掲示するほか、合格者に通知する。

7 出願等に関する質疑

募集及び出願に関する質疑事項は、鳥取県立境水産高等学校に問い合わせること。

8 参考事項

(1) 専攻科の教育課程は、漁業及び機関に関する事項を精深な程度において履修させる。

(2) 専攻科の修業年限は二年とし、学期は前期(四月～八月)後期(九月～三月)の二期とする。

(3) 専攻科生徒の学習評価、単位認定、修了等の措置については、高等学校の全日制課程に準ずるものとする。

9 注意事項

入学志願書及び入学選抜手数料は、返さない。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十五号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞会を開催するので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和三十九年十月九日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

一 聴聞の期日及び場所

